

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 8 月号(第 222 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特 集

◆ 人民元の国際化に関する最近の動向

帝京大学 経済学部 教授 露口洋介 1

◆ 中国で進展する「スマート介護」の動向

山田商務諮詢(上海)有限公司 戦略企画部
シニアコンサルタント 小川新菜 5

■ 経 済

◆ 過剰生産問題は長期化が必至

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 調査部 副主任研究員 丸山健太 11

■ 税務・会計

◆ 確定申告のメインテーマから見る個人所得税リスクの識別と防止

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス 税務パートナー 徐潔 14

■ 法 務

◆ 中国のデータ越境移転に関する法令・実務の最新動向と日系企業としての留意点

金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇 18

■ 法令・政策

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介 21

■ 人民元レポート

◆ 三中全会後、当局は景気重視にシフト

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦 23

■ 主要経済指標

◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 28

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特 集

人民元の国際化に関する最近の動向

帝京大学
経済学部
教授 露口洋介

1. 人民元の国際化の狙い

中国人民元の国際化において最も大きな出来事は、2009 年 7 月のクロスボーダー人民元決済の開始である。その際、中国人民銀行は公表文において、2008 年の世界金融危機により、第三国通貨を利用してクロスボーダーの決済を行っていると大きな為替リスクにさらされることを、第一の理由として挙げている。この第三国通貨とは、明らかに米ドルを意味しており、自国の対外受払が過度に米ドルに依存している状態を脱し、それまで事実上ほとんど存在しなかった人民元による対外受払の比率を上昇させることが人民元の国際化の主たる狙いであることを意味している。

このような人民元の国際化の狙いは、米ドル依存のリスク回避という守りの視点であったといえる。中国人民銀行は、2015 年から毎年「人民元国際化報告」を公表しているが、2022 年に公表された同報告までその冒頭の「概要」や、第 2 章の「人民元の国際使用状況」の最初の部分に、中国の人民元建ての対外受払金額と、外貨も含めた全体の対外受払金額に占める人民元建ての比率が記載されていることから、この点はうかがえよう。その比率をみると、2014 年の 23.6%から 2021 年には 47.4%まで上昇している。また、2024 年 2 月に公表された中国人民銀行の 2023 年第 4 四半期金融政策執行報告では、同比率は 58%まで上昇している。

以上のように、中国の対外受払全体に占める人民元建て受払の比率を上昇させる、という守りの視点の人民元国際化は、着実に進展してきた。

一方で、通貨別の世界の外国為替市場における売買額を国際決済銀行 (BIS) が 3 年に一度作成する統計でみると、最新の 2022 年 4 月の時点で人民元の比率は 7%であり、増加傾向にあるとはいえ、米ドル 88.5%、ユーロ 30.5%、円 16.7%、英ポンド 12.9%に次いで第 5 位にとどまっている（売買双方の通貨で合計 200%に占める比率）。また、国際通貨基金 (IMF) の統計によると、世界の公的外貨準備に占める人民元の比率は 2023 年末で 2.3%であり、米ドル、ユーロ、円、英ポンド、カナダドルに次いで第 6 位である。このような順位は、名目国内総生産 (GDP) 世界第 2 位、輸出入合計の貿易額世界第 1 位の中国としては充分とはいえない。世界で広く利用される主要通貨としての人民元国際化は、現状では十分に進展していないと評価すべきであろう。その原因の 1 つとして、中国では、資本移動がいまだに広範に規制されていることが挙げられる。

2. 人民元の2つの国際化

このように、人民元の国際化を2つに分けて考えるのは、それぞれを促進するための対応が異なると考えられるからである。世界中で主要通貨として人民元が利用されるためには、資本取引規制を大幅に緩和する必要がある。一方、資本取引を含めてすでに可能な対外受払に占める人民元建ての比率を引き上げるためには、逆に資本取引規制の存在が好都合である。例えば、中国では資本取引が厳しく規制されているので、自由な経常取引に伴う対外受払を行う場合にも、それが禁じられている資本取引ではないことを証明することが必要である(実需証明)。中国では対外受払に関する法律や規則が、外貨建ての場合と人民元建ての場合とで別々に作成されている。2013年8月に導入された外貨建ての支払いに関する規則において、企業が外貨で輸入代金を支払う際には、銀行に「申告書」と「業務証憑」を併せて提出することとされている。一方、2013年7月に改定された人民元建ての受払に関する規則では、企業は銀行に「申告書」または「業務証憑」を提出することとされており、人民元建ての方が手続きが簡単である。このように、資本取引が全般的に規制されている中で、人民元による受払を外貨に比べて便利にするという扱いは他にも例がみられる。対外受払に占める人民元建て取引比率を上昇させるには、資本取引規制が存在する中で人民元建ての場合のみ少し規制を緩めるという手法が有効である。

3. 状況の変化

そうした中、2022年以降、中国人民銀行の姿勢に変化がうかがえる。2022年9月に公表された「2022年人民元国際化報告」では、前述のとおり、2021年の中国の全対外受払に占める人民元建ての比率が47.4%と記載されたが、同時に中国人民銀行は「通貨国際化総合指数」という指標を作成し、公表を開始した。この指標は、前述した世界全体の外国為替市場における売買額や国際銀行間通信協会(SWIFT)を利用した送金額、公的外貨準備額など、通貨の国際的な使用に関する9種類の統計を総合して、通貨の国際化の程度を示す指標である。9種類の統計の中に自国の対外受払に占める自国通貨の比率は含まれていない。各通貨の指数を2022年第1四半期についてみると、米ドル58.13、ユーロ21.56、英ポンド8.87、円4.96、人民元2.86となっている。

そして、2023年10月に公表された「2023年人民元国際化報告」では、経常取引など一部についての対外受払に占める人民元比率の数字は残されたが、これまで冒頭に必ず記載されていた中国の全対外受払に占める人民元建ての比率の記載が消滅した。なお、通貨国際化総合指数の公表は継続され、2023年第1四半期の同指数は米ドル57.68、ユーロ22.27、英ポンド7.66、円5.48、人民元3.26となった。このような記載の変化は、中国人民銀行の人民元国際化における最優先事項が自国の対外受払に占める人民元比率の上昇という守りの視点から、全世界で幅広く利用される国際主要通貨としての人民元の地位の向上という、より積極的な視点に移行しつつある可能性を示している。

その背後にある環境変化として、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻が挙げられる。アメリカやヨーロッパ、日本などの各国・地域は、ロシアに対する経済制裁として半導体などのハイテク技術の輸出を禁止したり、石油、天然ガスなどのエネルギーのロシアからの輸入を禁止あるいは削減したりしている。そして、金融面の制裁では、資金の対外受払を行う際に銀行同士の情報伝達を行う手段であるSWIFTからロシアの銀行を排除し、さらにアメリカ政府は、アメリカ所在の銀行を通じたドル建て取引のサービスをロシアの銀行に提供することを禁じた。この結果、ロシアは、中国との貿易取引を増加させ、人民元建てで取引の決済を行うようになった。さらに、インドや東南アジアの国々も、今回の金融政策をみて、アメリカに対する過度の依存の危険性を認識したものとみられ、中国との取引を増加させている(表)。

【表 中国の相手国・地域別輸出入合計金額の推移】ドル換算前年比・前年同期比(%)

	2022 年	2023 年	2024 年 1～5 月
合計	+4.4	-5.0	+2.8
ロシア	+29.3	+26.3	+2.9
インド	+8.4	+1.5	+2.6
ブラジル	+4.9	+6.1	+17.4
南アフリカ共和国	+5.0	-1.2	-1.6
東南アジア	+11.2	-4.9	+7.2
ベトナム	+2.1	-0.5	+21.9
マレーシア	+15.3	-5.2	+11.4
シンガポール	+22.8	-2.6	+3.7
日本	-3.7	-10.7	-5.2
アメリカ	+0.6	-11.6	-1.4
欧州連合 (EU)	+2.4	-7.1	-4.5

(出所) 中国海関総署

2022 年 6 月の報道によると、インドの企業がロシアの企業から購入した石炭の代金を支払う際、人民元を使用して決済した。このような第三国間の取引に人民元決済を拡大することは、従来の中国の対外取引における人民元決済の比率を上昇させるという人民元国際化ではなく、世界で幅広く使用される主要通貨としての人民元の国際化を促進させるものである。

ロシアなどとの貿易取引の増加とそれに伴う人民元決済の増加、さらには第三国間の人民元の利用の増加に伴い、中国の人民元対外決済システムである CIPS の決済額は、2022 年中前年比+21.48%、2023 年中同+27.27%、2024 年 1～4 月中同+46.0%と大幅に増加している。SWIFT における人民元による国際支払い額の全体に占める比率も、2023 年 11 月には 4.61%となり、円の 3.41%を抜いて米ドル、ユーロ、英ポンドに次ぐ第 4 位に上昇した。

4. 人民元の国際化は新たな展開を迎えたか？

以上のように、人民元の国際化の狙いには、①中国の対外取引の決済に占める人民元の比率を上昇させるという守りの視点と、②世界で幅広く利用される国際的な主要通貨としての地位向上という、より積極的な視点の 2 つが存在し、現在、前者から後者に移りつつある可能性が存在する。中国人民銀行の潘功勝総裁は 2024 年 3 月の全国人民代表大会の記者会見において、「人民元の国際通貨としての機能は強化され続けており、人民元は、すでに国際通貨としてネットワーク外部性を有する初歩的段階に達した」と述べている。国際的な人民元決済について、多数が利用するネットワークがすでに構築されており、新たな利用者は、このネットワークを利用する便益を享受できる段階に達したということである。中国は、近年の情勢を受けた人民元の国際的な利用の増加を、国際的な主要通貨としての人民元の地位向上の絶好のチャンスととらえているようにみられる。

しかし、国際通貨としての人民元の地位を高めるためには、現状のように資本取引規制を行ったうえで、人民元の利用を少し便利にするという方策ではなく、資本取引規制全般を大幅に自由化する必要がある。これは、中国にとって両刃の剣である。資本取引を自由になると、大規模な資本流出や投機的なホットマネーの流入、海外投機筋による通貨アタックなどさまざまなリスクが生じうる。

アメリカ政府は、2023 年 12 月にロシアの制裁逃れに加担している第三国の金融機関を二次制裁する方針を表明し、中国に圧力をかけている。その結果、2024 年 3 月末ごろから、中国の大手銀行がロシアとの人民元決済を拒否し始めていると報じられている。前出の表で、2024 年 1～5 月中の中国の対ロシア輸出入は前年同期比+2.9%であるが、内訳をみると、1～3 月中は同+5.2%であるのに対し、4～5 月中は同-0.6%と減少に転じている。世界で保有される公的外貨準備においても人民元は 2022 年末には 2,870 億ドル相当、全体に占める比率は 2.6%であったが、2023 年末にはそれぞれ 2,610 億ドル、2.3%に縮小しており、その順位も 2022 年末の第 5 位から 2023 年末にはカナダドルに抜かれて第 6 位に低下した。これは、世界各国が米中対立の中で人民元を保有することのリスクを意識するようになった結果とみられる。

このように、ごく最近では国際主要通貨としての人民元の国際化に減速の動きがみられる。中国政府には、こうした最近の動きや前述のような資本取引規制緩和に伴うリスクを勘案し、国際通貨としての人民元の地位を高める方向への姿勢の変化がうかがわれるものの、今後、どの程度のスピードで進めるべきか、いまだ慎重に検討している状況ではないかと考えられる。

(執筆者連絡先)

帝京大学 経済学部

露口洋介

E-mail: yosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp

特 集

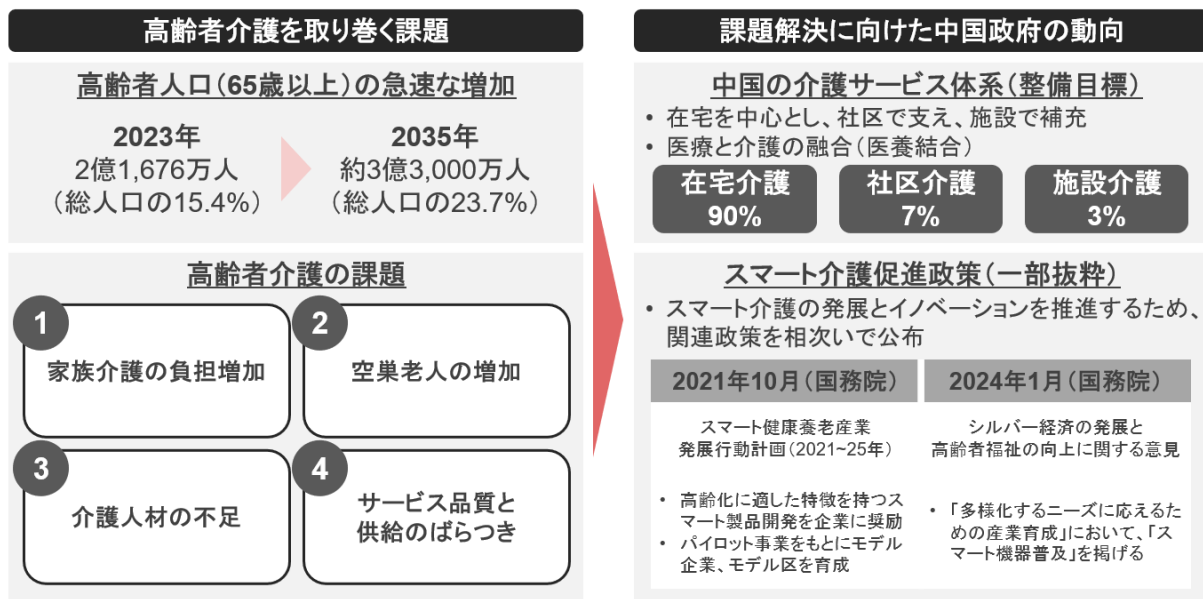
中国で進展する「スマート介護」の動向

山田商務諮詢（上海）有限公司
戦略企画部
シニアコンサルタント 小川新菜

中国におけるスマート介護の拡大背景

中国では、高齢者人口の急速な増加により、高齢化対策が喫緊の課題となっている。中国政府はこれまで、自宅での介護が 90%、地域コミュニティ（社区）のケアサービスを利用した介護が 7%、施設での介護が 3%とする「9073 モデル」を目標に介護サービスの拡充を図っているものの、高齢者人口の増加にインフラ整備が追い付いていないのが実情である。依然として、多くの課題が存在しており、それらを解決する手段の 1 つとして、中国政府主導のもと「スマート介護（智慧養老）」の導入が積極的に進められている。

【図表 1 中国の高齢者介護を取り巻く課題と中国政府の動向】



出所：中国国家统计局、中国民政部、日本貿易振興機構（JETRO）、公開情報より山田コンサルティンググループ（以下「山田コンサル」）作成

中国の高齢者介護における課題

中国の高齢者介護は、主に以下 4 つの課題に直面している。スマート介護が普及することで、これら課題の改善に大きく寄与することが期待されている。

① 家族介護の負担増加

中国では、「老後は子供に面倒を見てもらう」「子供は親の面倒を見るもの」という伝統的な家族観があり、老後を自宅で過ごす高齢者が多い。一方で、一人っ子政策により、1 人の子供が両親 2 人、祖父母 4 人を扶養しなければならない「421」の家族構成が増えており、かつ、豊かになる前に老いる「未富先老」により、高齢者自身の老後資金が乏しく、年金や介護保険制度も未だ十分に整備されていないため、介護における子供の経済的・身体的・精神的な負担の軽減が課題となっている。

② 空巢老人の増加

核家族化・少子化に伴い、1 人または老夫婦のみの世帯である「空巢老人」が増加している。2022 年 10 月に民政部が発表した調査結果によると、中国の高齢者の半数以上が空巢老人であることが明らかになっており、この先もさらに増える見込みである。そのため、空巢老人が安心・安全に生活するための適切なケアや健康管理の手法が課題となっている。

③ 介護人材の不足

介護職は、重労働や低賃金、社会的地位の低さなどを理由に人材が集まりにくく、介護人材の不足が深刻化している。中国メディアによると、介護サービスの需要に対して、少なくとも 170 万人が不足しているといわれており、介護現場における業務の効率化や介護従事者の負担軽減など、人手不足の解消に向けた取り組みが求められている。

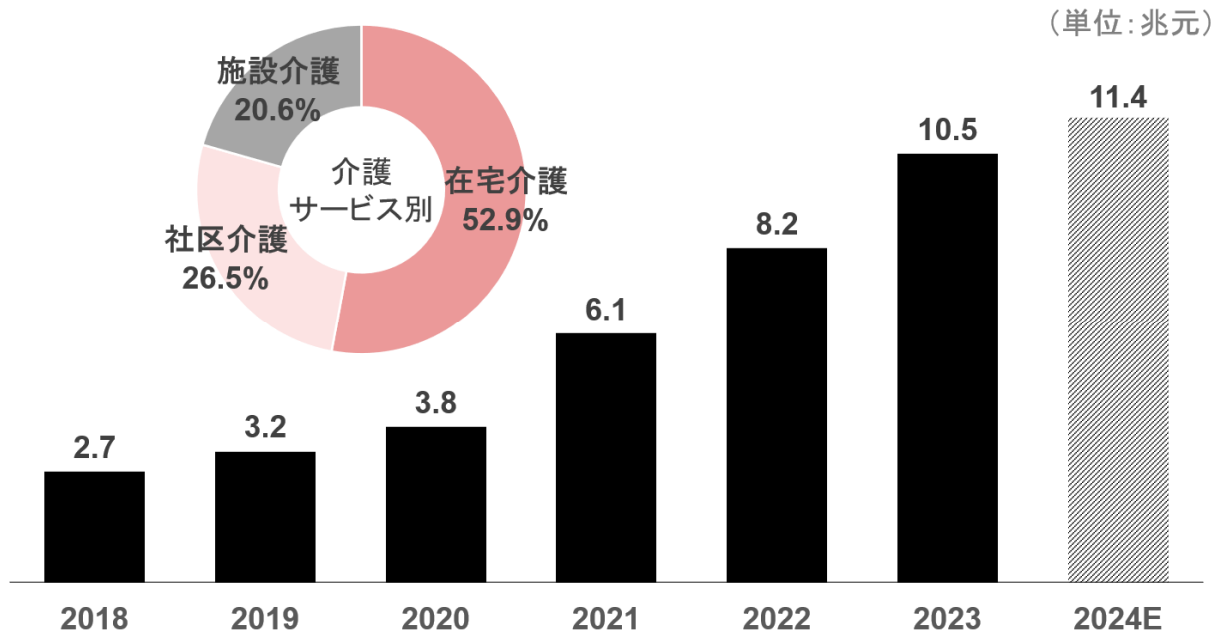
④ サービス品質と供給のばらつき

介護人材の専門的な知識やスキル不足、都市部と農村部の地域間格差、価格の不透明性、管理体制の不備などを理由に、介護サービスの品質が全体的に低くなっている。各介護サービス体系における高齢者のニーズも多様化しており、介護サービスの高品質化や供給拡大が課題となっている。

中国におけるスマート介護の市場動向

2023 年の中国におけるスマート介護の市場規模は 10.5 兆円で、2024 年には 11.4 兆元に達すると予測されている。介護サービス別に見ると、在宅介護が 52.9%と最も多くの割合を占めている。今後も高齢化が一段と進行することによる介護サービスの需要拡大や、社会課題の解決に向けた中国政府の後押し、高齢者の消費アップグレードによって、スマート介護市場はさらに成長することが見込まれている。

【図表 2 中国におけるスマート介護の市場規模推移（2018～2024 年）】



出所：中商産業研究院の公開情報より山田コンサル作成

中国におけるスマート介護の全体像

スマート介護とは、高齢者の自宅や介護現場に先端技術やスマート機器を取り入れることで、高齢者のデータを収集・分析し、物理的な場所や時間に縛られず、幅広い高齢者層やエリアへの介護サービス提供と、リソースの集約化・効率化を可能にするものである。

スマート介護の普及により、チップやセンサーなどの電子部品、AI や IoT などのデジタル技術の研究開発、先端技術を搭載したウェアラブル端末やロボットなどのスマート機器、デジタルプラットフォームを活用した遠隔モニタリングや慢性疾患管理、遠隔医療などのサービス提供の分野に新たなビジネスチャンスが生まれている。

中国は他国と比較して、デジタル技術の社会実装に優位性があり、ビジネスチャンスの捕捉に向けて、IT 企業や家電メーカー、スタートアップなどの新たなプレイヤーが続々と参入し、従来のプレイヤーである介護サービス事業者や介護機器メーカーなどと、業種の垣根を越えた連携が活発化している。

【図表 3 中国のスマート介護市場概観】



出所：2019 中国養老服務行業報告、公開資料より山田コンサル作成

中国のスマート介護市場における日中提携事例

日系企業においても、中国現地企業と提携し、中国のスマート介護市場を開拓しようとする動きが出てきている。直近の動向について、以下の3事例を紹介する。

① パナソニックホールディングス

2022 年、パナソニックホールディングス（以下、パナソニック）は、中国の不動産投資開発会社である雅達国際ホールディングスと共同開発したスマート健康養老住宅「雅達・松下社区」を江蘇省宜兴市に開業した。パナソニックは、中国の戦略事業の1つとして「健康・養老事業」を掲げており、2024 年 4 月に新部署を設立。今後、中国の高齢化需要の取り込みに向けて、パナソニックが日本で培ったノウハウを活用し、健康・養老事業の拡大を目指している。

【図表 4 パナソニック及び雅達国際の提携事例】

	総合電機	不動産投資開発
	日本: パナソニック	中国: 雅達国際
概要	・ 中国において、スマートシティ事業を展開	・ 不動産の投資開発を行い、中国で養老や健康、観光事業などを手掛ける
提供 リソース	・ 日本で培った生活空間の設計ノウハウ及び住宅設備や家電、介護用品など、 <u>自社製品を通じた高齢者生活支援ソリューション</u>	・ 中国での <u>不動産投資開発ノウハウ</u>
展望	スマート健康養老住宅「雅達・松下社区」の共同開発	

出所：各社ウェブサイト、NNA 等関連記事より山田コンサル作成

②メディカル・ケア・サービス

2023 年 6 月、学研ホールディングス傘下のメディカル・ケア・サービス（以下、MCS）は、人型ロボットで有名なスタートアップである深セン市優必選科技（以下、UBTECH）と合弁会社を設立した（MCS 出資比率 40%）。MCS の中国と日本における認知症ケアを専門とした介護施設運営ノウハウと、UBTECH の高度な AI とロボットの研究開発スキルを活かし、認知症リスクの早期検査や継続的な見守りと予防など、世界トップのスマート介護ソリューションの共同構築を目指している。また、将来的には、中国だけでなく、日本やグローバル市場での事業展開も視野に入れている。

【図表 5 MCS 及び UBTECH の提携事例】

	介護施設運営	AIロボット
	日本: MCS	中国: UBTECH
概要	・ 2014年より中国で介護施設運営、コンサルティング、教育・育成事業を展開	・ 人型ロボットの領域でトップの中国スタートアップ企業
提供 リソース	・ <u>認知症ケアを専門とした中国と日本の運営ノウハウを活かし、AIとロボット技術の応用について、研究開発の指導とサポートを提供</u>	・ <u>高度なAIとロボットの研究開発スキルを活かし、介護施設の発展に適したスマート介護運営支援システムを開発</u>
展望	1. <u>世界トップのスマート介護ソリューションを共同で構築</u> し、介護サービスレベル及び介護スタッフの生産性向上を実現する 2. 中国、日本をはじめ、 <u>グローバル市場へ事業展開を目指す</u>	

出所：各社ウェブサイト、PR TIMES 等関連記事より山田コンサル作成

③プラッツ

2024 年 4 月、プラッツは、中国家電大手の海爾集団（以下、Haier）傘下の青島海爾家庭人工智能産業創新中心（以下、青島 Haier）と合弁会社を設立した（プラッツ出資比率 34%）。Haier は、「シニア健康事業」を次世代の注力・成長分野として位置づけており、さまざまな企業との提携を進めている。本件はそのうちの 1 分野である「睡眠関連分野」における提携となっており、プラッツの医療介護用電動ベッドにおける技術や青島 Haier の AI ノウハウを活かして、中国のスマート介護事業の拡大を目指している。

【図表 6 プラッツ及び青島 Haier の提携事例】

	医療介護用ベッド	AIシステム開発
	日本:プラッツ	中国:Haier
概要	・ 2015年より中国で医療介護用電動ベッド事業を展開	・ 家電向けAIシステム、アプリの開発などを手掛ける
提供 リソース	・ <u>医療介護用電動ベッドやマットレスなどの周辺機器における技術協力</u>	・ <u>AIの研究開発ノウハウ</u> ・ <u>Haierの販売網</u>
展望	1. 2025年に 中国で新工場を建設 2. Haierの販売網を活かした 中国での販売強化 3. 高齢者の状況などを把握できる システム構築	

出所：各社ウェブサイト、日本経済新聞等関連記事より山田コンサル作成

おわりに

中国における急速な高齢化や社会課題を背景に、高齢者介護におけるスマート化の動きはさらに進展することが予測されており、介護先進国の日本で長年培った介護サービスや関連製品、スマート機器などのノウハウを有する日系企業にとっても、大きなビジネスチャンスとなっている。

中国市場の開拓においては、介護サービス・製品ソリューションの拡充や技術革新の推進、リソースの有効活用、ローカライズ、現地の商習慣への対応や中国政府との協力などの観点から、中国現地企業との提携を通じた競争力の強化が必要不可欠である。中国が優位性を有する先端技術や、中国市場でのネットワーク・販売チャネルなど、日系企業のリソースが不足している部分について中国現地企業と戦略的に提携していくことが、スマート介護市場で成功をおさめるためのカギになると考える。また、世界的に見てもスマート介護は潮流となっており、日系企業がデジタル化の進む中国で先に実績を積むことで、この先高齢化が進む新興国などへの横展開も期待できるであろう。

(執筆者連絡先)

山田商務諮詢（上海）有限公司 戦略企画部

シニアコンサルタント 小川新菜

mail: ogawaa@yamada-cg.co.jp

弊社海外ビジネス情報 Web サイト: <https://www.ycg-advisory.jp/learning/oversea/>

経 済

過剰生産問題は長期化が必至

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

調査部

副主任研究員 丸山健太

欧米が中国の過剰生産を問題視

中国の過剰生産が欧米諸国から問題視されている。主に、鉄鋼や電気自動車（EV）、太陽光パネルなどが狙上に載せられ、補助金など中国政府の産業政策が市場の競争の歪みをもたらしているとの批判を招いている。具体的には、供給が過剰なためこれらの製品の国際価格が押し下げられているほか、低価格の中国製品が海外市場で不当に高い競争力を持つことで、現地企業が不利な競争にさらされ、収益を圧迫されているとして、欧米各国の不満につながっている。米国・バイデン大統領は、2024 年 5 月中旬の演説で、中国の過剰生産が生み出した「不当に低価格な製品が、世界中の製造業を廃業に追い込んでいる」と批判した。

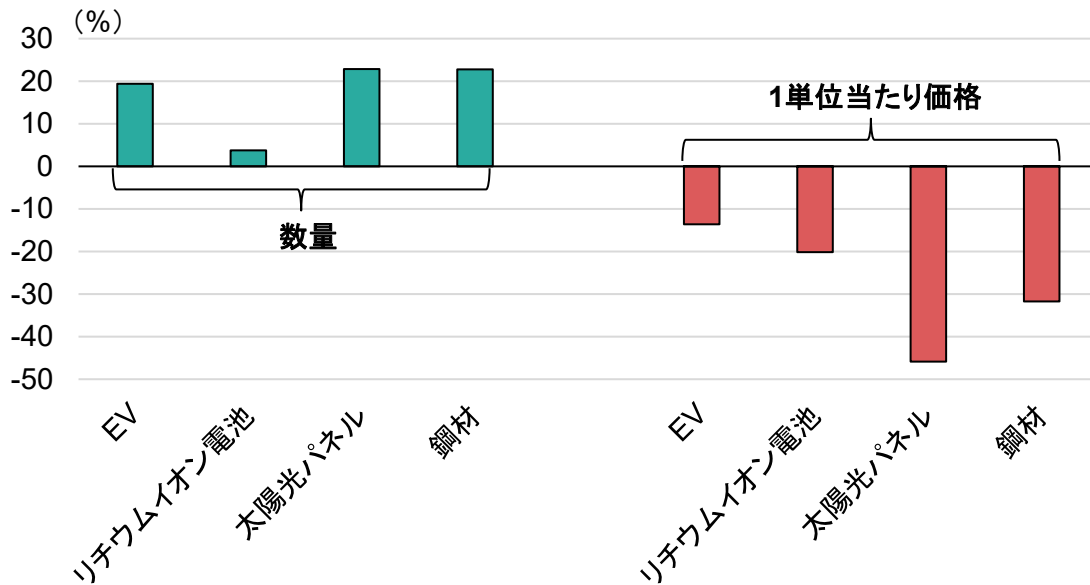
欧米からの批判に対し、中国の習近平総書記は、2024 年 5 月初旬のフランス訪問の際、過剰生産問題の存在を否定したほか、李強首相は 6 月下旬のダボス会議で、①中国の供給は内需を満たすのみならず、全世界の供給を豊かにしている、②世界のインフレ圧力を緩和している、③気候変動対策に多大な貢献をしている、と反論した。

過剰生産問題の実際の状況

ある財が、世界の市場を歪めるほど過剰に生産されているか否かを見極めるのは難しく、欧米の批判が政治的なものか否か、また、経済的に妥当か否かを判断するのは困難である。ただし、実際に貿易統計をみると、欧米が過剰生産を問題視している財は、輸出数量が増えると同時に、価格は大きく下落している（図表 1）。2024 年 1～5 月の前年同期比をみると、輸出数量はリチウムイオン電池こそ小幅な増加にとどまったものの、その他は 2 割前後増加した。価格は最も下落幅が小さい EV でも前年同期比－13.6%だったほか、太陽光パネルは同－45.9%と大幅に下落した。これらの財では、実際に過剰生産が生じ、国内需要で吸収しきれなかった分が大量に輸出に回ったと考えられる。

過剰生産が生じれば、その財の需給バランスが崩れ、価格が低下し、企業収益が落ち込む。そのため、本来であれば企業の自由な選択により生産量が調整され、問題は解消に向かう。しかし、欧米から批判されている通り、中国では、産業育成のために政府が補助金などを投じたことで、淘汰されるはずの競争力の低い企業が生き残ったり、政府支援を頼りに新規参入企業が増えたりするなど、過剰生産問題が深刻化した。例えば、EV は 2010 年に戦略的新興産業に指定されると、業界は消費者向け補助金や租税減免措置、公共調達の強化などの政府支援を享受してきた。その結果、もともと自動車産業に関わりがなかった不動産開発業者など異業種からの参入が相次ぎ、2019 年に EV メーカーの数は約 500 社に上った。

【図表 1 過剰生産が問題視される財の輸出数量／価格（2024 年 1～5 月の前年同期比）】



（出所）海関総署より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（MURC）作成

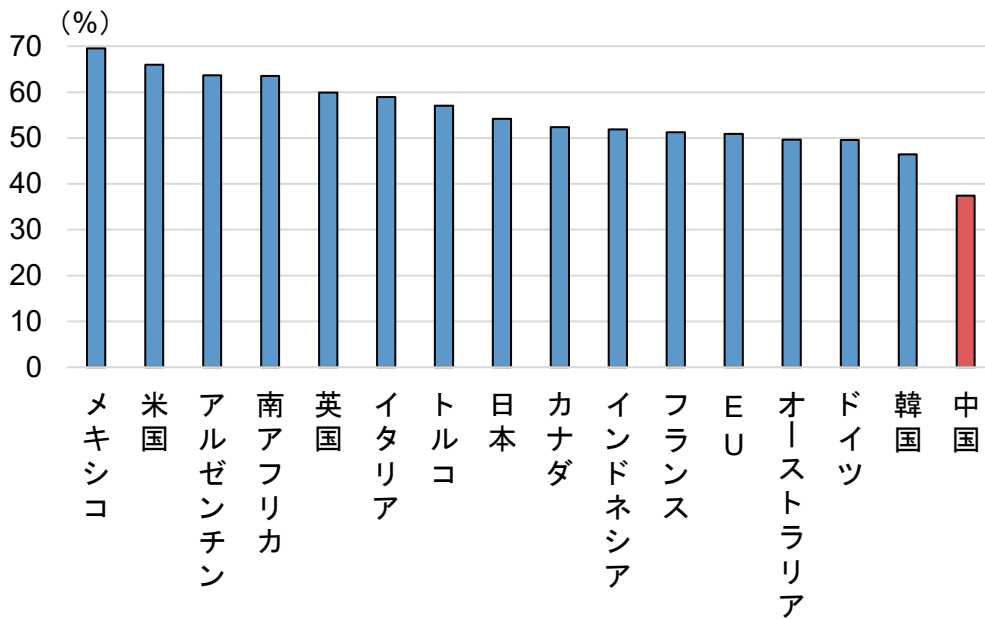
過剰生産問題の解決には内需拡大が不可欠

過剰生産問題は、需給が均衡しないことに起因するため、需要と供給の両面から解決策が考えられる。まず、供給面では、リストラを通じた生産能力の縮小が有効である。もっとも、中国政府はこうした方法を選択しないだろう。2008 年末に打ち出されたリーマンショック後の「4 兆元の経済対策」以後、中国は投資主導で高成長を続けてきた。2009～2018 年の 10 年間で平均すると、実質国内総生産（GDP）成長率の約 5 割が投資によるものだった。生産能力を縮小させるとなると、既存設備の更新投資が減少するほか、過剰生産を生む恐れのある新規投資も手控えられることとなり、経済成長率の低下は避けられない。また、生産水準を落とすと同時に必要な労働力も減少するため、失業者が増え、社会不安を招く懸念もある。習近平政権は、国家の安定を最優先事項とすることから、混乱を招きかねない抜本的なリストラ策を実行する可能性は低い。

需要面では、個人消費の増加による内需拡大が考えられる。EV などの消費財は、個人消費拡大で直接的に需要が増えるほか、鉄鋼やリチウムイオン電池などの中間財や太陽光パネルなどの投資財も、個人消費が増えれば、連動して需要が拡大する。過剰生産の結果、需要先を海外に求めたことが、欧米からの過剰生産問題への批判や、「一带一路」構想での「債務の罠」問題を巡る新興国との摩擦などを引き起こしたことを考えると、過剰生産解消の方策を外需の増加ではなく、個人消費を中心とした内需の拡大に求めるのは自然な流れといえよう。

実際、中国は個人消費拡大の余地が大きい。2022 年の GDP に占める個人消費の割合をみると、多くの主要国・地域が 5 割を超えている一方、中国では 37.4%とかなり低い（図表 2）。すでに、中国政府は 2023 年以降、主な経済運営方針として、個人消費中心の内需拡大を強調し、家計への耐久財の購入補助金や消費券の支給などを通じて消費喚起を図ってきた。

【図表 2 主要国・地域における個人消費の対 GDP 比（2022 年）】



(出所) OECD.Stat より MURC 作成

過剰生産解消には長い道のり

もっとも、足元では個人消費は弱い動きが続き、政策効果は限定的にとどまる。消費の弱さの最大の要因は、将来不安を背景とした消費者マインドの低迷である。消費拡大には人々の不安感を根本から払拭する必要がある、公的年金や失業保険などの社会保障制度の整備が不可欠となる。これには長い時間を要するとみられ、内需拡大による過剰生産の解消は一朝一夕には進まない。

そのため、今後も当面、中国で内需を満たす以上に生産された財は海外での需要に頼る必要があり、中国政府としては、米国や欧州連合 (EU) の関税が過剰に引き上げられる事態は避けたいところだ。例えば、米国のトランプ氏は 2024 年 11 月の大統領選で再選した場合、全ての中国製品に 60% 超の関税を課す考えを示しているが、これは対象が無差別かつ税率に根拠がないことから、反ダンピングの観点から不適切といえる。交渉の帰趨を握るのは、関税率を決定する欧米側であることから、中国はさらなる過剰生産を生まないよう、補助金を抑制するなど産業政策を調整するほか、内需拡大による過剰生産解消の道筋を明確化し、問題に前向きに対応する姿勢をみせることが重要となる。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

税務・会計

確定申告のメインテーマから見る個人所得税リスクの識別と防止

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

2024 年 6 月 30 日、2023 年度の個人所得税確定申告は終盤を迎えた。「高効率、便利、強力なコンプライアンス、厳格な規制」は、当年度の確定申告のメインテーマである。

「高効率、便利」は、中国税務デジタル化、システムのアップグレードと最適化を基に、電子化税務システムが税務関連事項の処理速度を大幅に向上させたことに反映されている。本人確認情報の実名認証に基づき、ほかの政府部門とデータを共有することにより（出入国管理局のシステムとはまだ自動的にリンクされていない）、税務システムは、納税者が税金還付又は追徴課税の通知をより迅速に受け取れるよう、納税者の課税状況に応じたリマインドサービスを提供している。

●税金還付申請について、還付金は申請日から起算して 7~10 営業日以内に入金される。税金還付時に書類の追加、異議申し立てなどの特別なケースが発生した場合、主管税務機関は遅くとも 15 営業日以内に電話又は個人所得税アプリの情報窓口を通じて納税者に連絡し、関連処理を行う。

●追徴課税対象者に関しては、個人所得税アプリを通じて確定申告を提出した後、スマートフォン（スマホ）の電子決済で税金納付を直接完了することができる。

「強力なコンプライアンス、厳格な規制」は、完備されつつある中国の確定申告制度と申告ルート、及び税務システム機能のアップグレードに反映されるほか、税務関連問題について、年末確定申告提出後直ちに自動的に識別され、処理されることを示している。例えば、企業の月次源泉徴収申告において外国籍従業員の免税所得が控除されている（すなわち、外国籍個人の免税補助金を適用した）ものの、年末の確定申告の際に、その個人が「特別付加控除」を提出して税金還付を申請した場合、税務システムは自動的に「異常」と識別し、税金の還付申請を却下する。

また、税務機関は監督管理機能を積極的に履行し、システムが異常な状況と識別した「早期警告」について、電話又はメールで企業と個人に問い合わせ、コンプライアンス要件である旨を強調的に伝達する。

中国籍個人の国外所得申告に対する税務機関のコンプライアンス規制は、ますます強化されている。2019 年の個人所得税改革後、最初の確定申告シーズンに先立ち、中国国家税務総局と財務部は共同で、2020 年 1 月に中国納税居住者の国外所得に係る個人所得税政策と申告に関する公告を公布した。中国納税居住者の国外所得に係る納税の規定は個人所得税改革後の新規定ではなく、同公告では、個人所得税の初めての確定申告時点に合わせ、中国納税居住者の国外所得は年度確定申告において申告する必要があることを改めて強調した。

近年、税務機関は、企業が規定に従って提出した中国からの駐在員の国内外における所得状況に加え、国境を越えた情報交換を通じ、国外所得について中国で納税申告を行う必要のある個人の情報とその国外所得の状況を把握している。2024 年から、税務機関は中国籍個人に直接連絡するか、又は企業を通じて個人に連絡し、個人が国外所得の申告を完了するよう積極的に促している。今後、税務機関が国外所得について中国で確定申告を行っていない中国籍個人に対して、税務査察を実施するかどうかの動向に引き続き注目する必要がある。

外国籍個人の国外所得申告について、今後は 2019 年からスタートしている“6 年ルール”に留意する必要がある。つまり、外国籍個人が中国に累計 183 日を超えて滞在する年度が連続して 6 年未満の場合、中国が源泉地ではなく、中国企業、個人に支払われたものでもない収入について、納税義務が免除される制度がある。さらに、そのいずれかの年度に、一度に連続して 30 日以上中国から離れていれば、当累計 183 日を超える滞在年度の計算がリセットされる。

上記 6 年ルールの下で、7 年目、かつ滞在日数が同じく 183 日を超えると、当該個人の“全世界所得”を中国にて申告、納税する義務が生じる。外国籍駐在員の場合は、給与性質の収入は通常すべて中国が源泉地と見なされるため、上記 6 年ルールの対象ではない。

株式報酬について、2023 年下半期より、各地の税務機関の調査は「年度内における複数回の株式報酬の合算納税、及び企業が株式報酬に係る個人所得税を源泉徴収する時点」を中心に実施される。具体的なリスクは主に下記の通りである。

●主管税務機関は、データの照合を通じて関連検査を実施する。個人が 1 納税年度中に同一会社から複数回にわたり株式報酬所得を受け取ったり、異なる企業又は同一会社の異なるエンティティから株式報酬所得を受け取り、かつ合算申告と納税を行っていない場合、個人が現在所属する雇用先から納税者に税金を適時に申告・追納するように告知・督促することを要求する。

●主管税務機関は、株式報酬届出の関連提出資料を個人所得税申告のデータと照合する。正確な申告納税時点に基づいて従業員の株式報酬所得に係る個人所得税を源泉徴収していない企業に対して、適時に申告を訂正し、税金を追納することを要求する。

中国の企業が従業員を海外に派遣する場合（海外駐在員）、翌年 2 月 28 日までに主管税務機関に駐在員の状況を報告しなければならない。2023 年度（2024 年 2 月 28 日までに提出）居住者個人海外派遣の「駐在員出国に係る個人所得税事項報告表」（以下、「駐在員報告表」）は、2022 年度の項目に「国内・国外総収益」、「国内源泉徴収済みの個人所得税課税所得」及び「国外の納税状況」の情報が追加され、かつ当該 3 項目はすべて必須項目である。税務機関が海外駐在員の国外所得申告に対して監督管理を強化していることが読み取れる。さらに、一部の企業は、主管税務機関から、海外派遣が終了した従業員の前年度における国外所得の申告状況に関する問い合わせを受けている。

2023 年度の確定申告期間において、企業が 2024 年 2 月 28 日までに関連規定に従って税務機関に駐在員報告表を提出したものの、期末の確定申告において従業員が国外所得を申告していない場合、税務システムは申告を却下し、国外所得の申告及び税金の納付を要求する。特に、一部の従業員が個人所得税アプリを通じて期末の確定申告及び税金還付申請(追加の特別付加控除情報の提出など)を自ら行う際、企業が提出した駐在員報告表に当該従業員も含まれているため、システムは自動的にその税金還付申請を「異常」として識別・却下し、かつ国外所得の申告を完了するよう要求するケースもある。

非居住者個人の申告は、税務機関の後続管理における注目点の 1 つであり、かつ企業や個人に関連する税務リスクをもたらすこととなる。

例えば、ある企業が、2023 年度の確定申告期間(2024 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで)において、外国籍従業員から提出された 2023 年度の出入国記録を確認したところ、当該従業員の中国における実際の居住日数は 183 日未満であること(非税務居住者)を発見した。当該従業員は通年中国で勤務するため、企業は年初に当該従業員を税務居住者と判断し、月給の源泉徴収を行った。関連規定に従い、住所を有しない個人をいったん居住者個人として判断し、居住日数の短縮により居住者個人の要件を満たさない場合は、翌年の 1 月 15 日までに非居住者個人として未払税額を改めて計算しなければならず、税金の申告・追納に対しては延滞金を別途徴収しない。しかし、当該外国籍従業員は中国における居住日数の定義を完全に理解できていないため、海外休暇や出張の期間も中国での居住日数にカウントされると誤って認識し、企業が年末に個人の実際の税務居住者に関する情報を収集する際、正確な情報を提供しなかった。

本事例の期限後申告により生じた延滞金は、相応する追納税額に対して、1 日あたり 0.05%で徴収される。これは、個人や企業にとって回避できる不要な課税コストである。

提案

●雇用主は、中国国外に派遣された海外駐在員に対し、中国における個人所得税の申告義務、特に国外所得の申告(個人所得税アプリでは期末の確定申告を正確に行えないこと)について、従業員がどのように関連する申告を行うのか、また、企業が個人の確定申告をサポートできるか否かを事前に周知する。

●関連企業は定められた期日内(2 月 28 日まで)に、前年度のすべての海外駐在員リスト及びそれぞれの収益や納税情報をまとめ、必要な情報を可能な限り網羅的に収集する(例えば、国外所得には現金及び現金以外の福利厚生分が含まれ、それらを合算して報告表の該当する欄に記載しなければならない)。

●駐在員の海外派遣期間中の報酬が 100%国内で支給され、かつその全額に対して源泉徴収を行っている場合、実務上、国外で納付された個人所得税は確定申告時に控除又は税金還付申請を行うことが非常に困難である。このため、企業は派遣初期に派遣国・地域の個人所得税に係るコンプライアンス要件を十分に把握し、派遣の実施に合わせて合理的に報酬額を設定又は調整する。これにより、二重課税を可能な限り回避し、企業の派遣コストを削減することができる。

●中国で雇用されている外国籍従業員については、税務居住者及び“6 年ルール”について、中国での滞在状況を把握する内容を含めて社内ガイドライン、リスク提示体制を構築し、企業、従業員間で必要なコミュニケーションを取り、積極的に管理するよう提案する。さらに、個人と企業の納税義務、源泉徴収義務、費用負担などの管理を容易にできるよう、タックスブレイク制度（連続 30 日を超えて中国から出国する）の導入を検討する。

●企業は、従業員の株式報酬に係る税務処理に対してヘルスチェックを積極的に実施し、雇用主の告知義務を履行する。例えば、入社段階ですべての新入社員に注意喚起し、以前の雇用先で株式報酬所得を受け取っており、かつ現在の雇用先で同一納税年度において株式報酬所得の受け取りが見込まれる従業員の場合、後続の所得の合算申告のために、以前の雇用先における株式報酬所得の情報を報告するよう推奨する。

●株式報酬の全体的なプロセスを整理し、株式報酬（税務）カレンダーを作成・整備する。株式報酬所得の納税申告時点（申告所属月）が株式報酬の権利行使又は解禁日と一致することを確認し、後期における不必要な訂正及びそれによるマイナス影響を回避する。

上記が、本年度の確定申告においてよく見られるリスクポイントと、リスク管理の要点の概要である。確定申告時に注目される重要なリスク分野は、確定申告後においても依然として注目される。企業は、税務機関からさまざまな問い合わせを受ける。一般的には、所属する主管税務機関が電話やメールにより関連企業の税務、財務又は人的資源部門の責任者に直接連絡し、税務システムによって自動的に識別された「異常」について、企業が自主的に調査し、解釈・説明を行い、適時に是正されるよう要求する。個人は、関連給与項目に対して、企業による税務処理の調整の影響を受けることとなる。

個人所得税は納税者個人の義務であるものの、個人所得税リスクは、個人だけでなく企業にも関係する。実務上、各地の税務機関は税務システムにおいて「異常」な税務リスクを識別した際、より速く、より効果的に関連する問題を理解・解決するため、先に企業へ協力を求める傾向がある。これは、企業の個人所得税リスク管理に対して、より高いレベルを要求していることを示すとともに、企業や個人に対しても、これまで個人所得税を重要視していない場合は、相応のリスク管理への意識をより高める必要があることを注意喚起している。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com

法 務

中国のデータ越境移転に関する法令・実務の最新動向と日系企業としての留意点

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

中国においては、2023 年以降、データ・個人情報越境移転の事前手続（以下「事前手続」）として、安全評価の申告・個人情報越境移転標準契約の締結・個人情報保護認証の 3 つに関する具体的な制度やガイドラインが相次いで定められている。また、各地方の主管部門であるインターネット情報弁公室からも、データ越境移転安全評価と個人情報越境移転標準契約届出承認の事例が次々と公表されている。このように、データ越境移転に関する法制が整備されつつある一方で、実務的な観点からみると、安全評価、標準契約届出などには更なる明確化を要する点がまだ多数残されている。

これを受け、国家インターネット情報弁公室が 2024 年 3 月 22 日に「データ越境移転の促進及び規範化に関する規定」（以下「新規定」）のほか、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第 2 版）」及び「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第 2 版）」を公布し、事前手続の要否に関するより明らかな判断基準を示すなど、企業に対する重要な運用指針の提示が続いている。そこで、本稿においては「新規定」をはじめとする中国最新のデータ越境移転制度の要点について解説するとともに、企業としての注意点を提示したい。

II 「新規定」からみた中国のデータ・個人情報越境移転制度の要点

「新規定」の最大の要点は、データ越境移転の事前手続が免除される条件、個人情報越境移転標準契約の締結または個人情報保護認証の取得が必要となる条件、データ越境移転安全評価の申告が必要となる条件を明らかにしたことにある。

1. 事前手続きがいずれも免除される場合

<条件 1>

(1) 越境移転の対象となるデータが個人情報・重要データのいずれにも該当しないとき
(2) データ取扱者が、国外で収集・生成された個人情報を国内に移転して国内で処理した後に国外に提供する場合、その処理の過程において国内の個人情報または重要データが持ち込まれないとき
(3) 越境ショッピング、越境配達、越境送金、越境支払、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、ビザ手続、受験サービスなど、個人を一方の当事者とする契約の締結・履行のために、個人情報を国外に提供する必要があるとき
(4) 法に基づいて制定された労働規則や、法に基づいて締結された集団契約に従って越境人事管理を行うため、従業員の個人情報を国外に提供する必要があるとき
(5) 緊急の状況下において、自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために、個人情報を国外に提供する必要があるとき
(6) 「重要情報インフラ」の運営者（Critical Information Infrastructure Operator、以下「CIIO」）ではないデータ取扱者が当年 1 月 1 日から国外に提供した個人情報（機微な個人情報を含まない）が、累計で 10 万人未満であるとき

注意すべき点として、「新規定」において免除されるのは、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証、データ越境移転安全評価の申告における事前手続きであるが、「個人情報保護法」に定める個人情報取扱者の義務は免除されない。それゆえ、個人情報の越境移転を行う国内企業は、個人情報主体からの個別同意の取得、個人情報越境移転のための個人情報安全影響評価の実施、及びその評価報告書の作成などの義務を確実に履行する必要がある。

2. 個人情報越境移転標準契約の締結または個人情報保護認証の取得が必要となる場合

<条件 2>

(1) CIIO ではないデータ取扱者が、当年 1 月 1 日から累計して 10 万人以上 100 万人未満の個人情報（機微な個人情報を含まない）を国外に提供する場合
(2) CIIO ではないデータ取扱者が、当年 1 月 1 日から累計して 1 万人未満の機微な個人情報を国外に提供する場合

ただし、条件 1 の免除事由のいずれかが存在するときは、条件 2 の場合であっても、データ越境移転の事前手続きが免除されうる。

3. データ越境移転安全評価の申告が必要となる場合

<条件 3>

(1) CIIO ではないデータ取扱者が、当年 1 月 1 日から累計して 100 万人以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）または 1 万人以上の機微な個人情報を国外に提供する場合
(2) CIIO ではないデータ取扱者が、重要データを国外に提供する場合
(3) CIIO が個人情報または重要データを国外に提供する場合

4. 自由貿易区の特別規定

「新規定」は、自由貿易区において、国家のデータ分類・分級保護制度の下で越境移転の事前手続が必要となるデータリスト（ネガティブリスト）を独自に策定し、実施することができると定めている。「新規定」公布後の初のネガティブリストとなったのは、天津自由貿易区が 2024 年 5 月 8 日に公布した同区のネガティブリストである。特に、関連する地域・部門による重要データ目録に掲げたデータは、自由貿易区のネガティブリストにも該当し、データ越境移転の規制下に置かれているとされている。そのため、これらのデータの越境移転を行うにあたり事前手続が免除されることはない。

Ⅲ 日系企業としての留意点

「新規定」の下、中国内の日系企業が中国外の本社、関連会社または取引先に中国国内のデータを移転する際には、以下の点に留意する必要がある。

(1) データ越境移転を必要とする業務の内容、所在地、対象となるデータの性質（自由貿易区内か否か、重要データまたは個人情報・機微な個人情報に該当するか否か）、数量（年間合計 1 万人、10 万人またはそれ以上であるか否か）などを慎重かつ全面的に整理したうえで、いずれの事前手続を要するのかを正確に判断する。

(2) 個人情報の越境移転を適法に行うための要件（本人からの同意の取得、またはそれを不要とする個人情報保護法第 13 条に定める例外事由）の充足について慎重に確認する。

(3) 事前手続が不要となる場合も、それ以外の越境移転の要件（個人情報主体からの同意の取得、個人情報安全影響評価の実施など）を可能な限り充足する。

Ⅳ おわりに

「新規定」は、安全評価申告、標準契約届出など、データ越境移転を適法に行うための事前手続の要件について明確化するとともに、この事前手続が免除される事由を明示して規制の緩和を行っている。これにより、データ越境移転をめぐる企業のコンプライアンスコストの効果的な低減が期待される。しかし、企業においては引き続き、自社の状況に基づいてデータ越境移転コンプライアンス戦略を策定し、法律上求められる個人情報保護の義務を果たし、重要データ識別・保護の制度を確立して、データセキュリティへの対応を強化することが推奨される。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層東塔 18 層

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・東京・シンガポール・ニューヨーク・シリコンバレー

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 6 月中旬から 7 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

〔 行政法規 〕

【公司登記管理】

○「国務院の『中華人民共和国公司法』登録資本登記管理制度の実施に関する規定」（国務院令第 784 号、2024 年 7 月 1 日公布・施行）

新「公司法」（2024 年 7 月 1 日施行）では、有限責任公司の出資払込期限は設立日から 5 年以内と規定され、その施行前に設立された有限責任公司については徐々に 5 年以内になるように調整しなければならないとされた。その実施規則に当たる規定を国務院が定め、公布・施行したもの。

■本規定の要点は、以下の通り。

- ・ 2024 年 6 月 30 日以前に登記、設立した公司のうち、有限責任公司是引き受けた出資期限の残りの期間が 2027 年 7 月 1 日から 5 年を超える場合、2027 年 6 月 30 日までに 5 年以内に調整し、かつ公司定款に記載しなければならない。そして株主は、調整後の出資期限内に満額を払い込まなければならない（注：これにより、2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日までの 3 年間は猶予期間で、出資払込期限は最長で 2027 年 7 月 1 日から 5 年後の 2032 年 6 月 30 日となる）。
- ・ 公司登記機関は、公司の出資期限、登録資本に明らかな異常がある場合、公司の経営範囲、経営状況と株主の出資能力、主な事業、資産規模等に照らして検討し、真実性・合理性の原則に反すると認定した場合には、速やかに調整するよう要求できる。
- ・ 会社が株主の引受・払込済み出資額、出資方式、出資期限を調整したときは、関連情報が発生した日から 20 営業日以内に国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。
- ・ 公司登記機関は、無作為に検査対象、検査人員を選定し、会社が公示した引受・払込済みの状況について監督・検査を行う。
- ・ 会社が本規定に従って出資期限、登録資本を調整しない場合は、公司登記機関が是正を命じ、期限を越えても是正しない場合には、国家企業信用情報公示システムに特別な標識（マーク）を付けて社会に公示する。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6960376.htm

〔 政策 〕

【自由貿易試験区】

- 「中国（上海）自由貿易試験区における一時搬入修理の試行に関わる税収政策に関する通知」（財関税〔2024〕18号、2024年6月27日発布・実施）

上海自由貿易試験区の税関特別監督管理区域（保税区域）に国外から一時的に搬入し、修理後に国外に搬出する貨物に対して、輸入関税と輸入増値税・消費税を免除する措置の試行に関する通知。2023年12月の海南自由貿易港での試行に続くもの。

■試行の対象企業は、管轄税関・商務部・生態環境部が共同でリストに定める。対象貨物は、商務部・生態環境部・税関総署の「総合保税区修理製品目録」に記載される貨物（主に機械・電気製品で約100品目）とその他の許可を受けた貨物とされる。従来、修理貨物の輸入時の輸入関税と輸入増値税・消費税は免除されていたが、特別な手続きと税関への担保提供が必要とされていた。それらが不要となることで、企業の負担が軽減される。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202407/content_6960751.htm

（執筆者連絡先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

人民元レポート

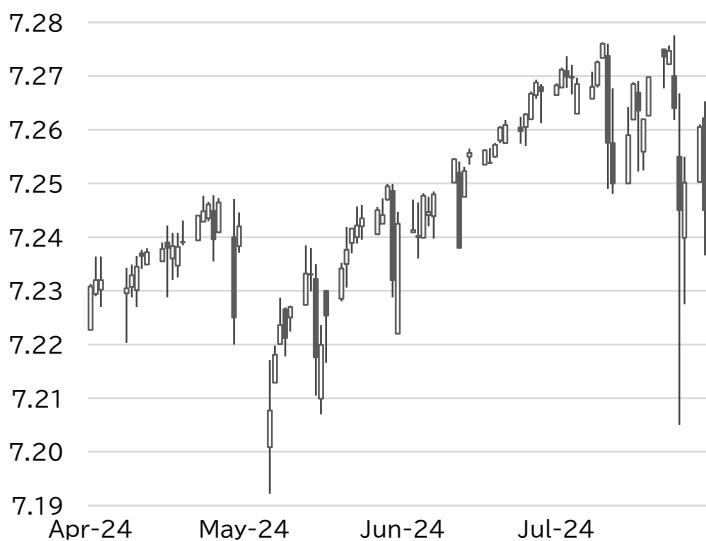
三中全会後、当局は景気重視にシフト

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

7 月のレビュー

人民元の対ドル相場は 7.26 台後半で取引開始。月初発表の米経済指標が総じて鈍化したうえ、人民銀が「売りオペ」を準備しているとの報道を受けて中国の金利が上昇に転じたことから、ドル高人民元安が一服し、7.27 台を挟んだ狭いレンジで推移した。11 日発表の米消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回ると、13 日にかけて 7.24 台後半まで上昇。15 日の第 2 四半期 GDP 成長率発表後に 7.26 台後半まで下落したが、17 日にウォラーFRB 理事が早期利下げを示唆したことで 7.25 台まで反発した。18 日に閉会した共産党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議（三中全会）に対しては、景気対策面で期待外れとの評価から、人民元安で反応。24 日にかけて月間安値圏である 7.27 台後半まで下落した。ただ、翌 25 日は、円買戻しに連れて人民元買いが優勢となって、5 月 6 日以来の 7.20 台まで急騰。この間、国有銀行によるドル売り人民元買いがあったとも報じられている。その後、7.26 台まで下落したが、30 日夜以降に水準を切り上げ、一時 7.22 台まで上昇。31 日発表の国家統計局版の製造業 PMI が 3 ヶ月連続で 50 を下回ったと判明したのち、本稿執筆時点では 7.24 台で推移する（第 1 図）。対円相場は 22.1 台で取引開始後、しばらく横ばい圏で推移。11 日の米 CPI 発表直後の円買いにより 21.8 台まで急落した。その後も段階的に水準を切り下げ、25 日には 20.9 台後半まで下げ幅を広げた。その後は上昇に転じ、31 日の日銀金融政策決定会合で追加利上げが決定されたのち、本稿執筆時点では 21.1 台後半で推移する（第 2 図）。

【第 1 図：人民元対ドル相場（7 月 31 日 13 時時点）】



（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 2 図：人民元対円相場（7 月 31 日 13 時時点）】

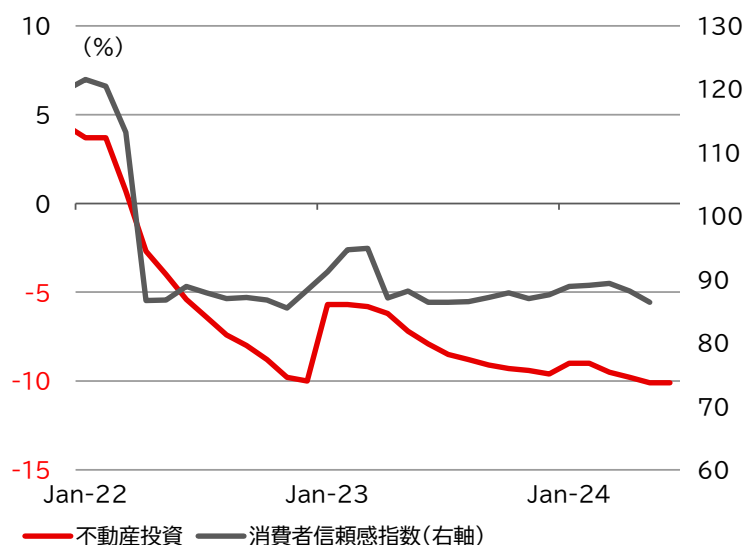


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

市場評価とは裏腹に、「景気軽視」とは言えなかった三中全会

第 2 四半期実質 GDP 成長率は前年比+4.7%で、前期の同+5.3%から減速した。不動産市場の低迷を背景とした、消費者心理の悪化が少なからず響いていると考えられる（第 3 図）。かかる状況のもと開催された三中全会に対しては、目立った景気対策が打ち出されなかったとの評価が広まり、景気回復期待は後退している。もっとも、本来、三中全会は中長期の経済改革の方針を議論する場である。それに関わらず、今回は、「5%前後」とする今年の成長率目標を達成するため、マクロ経済政策の実施によって「積極的に内需を拡大する」との方針を決定した。市場の評価とは裏腹に、共産党は目下の景気減速への対策強化を検討したと解釈できる。

【第 3 図：不動産投資（前年比）と消費者信頼感指数の推移】



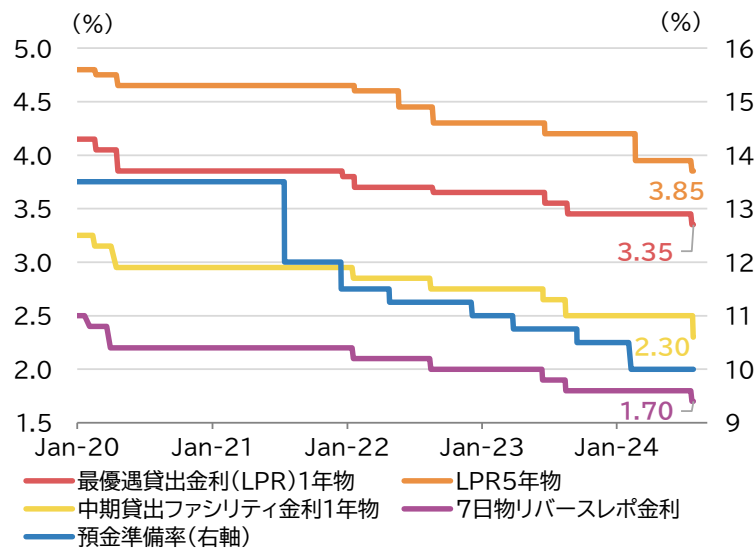
(注) 消費者信頼感指数は 5 月まで

(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

政府・人民銀は景気刺激策の強化を図る

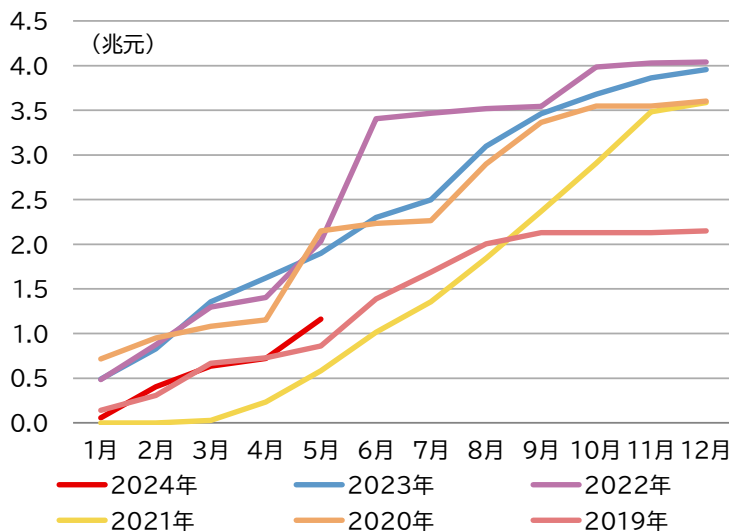
実際、経済官庁は三中全会後、即座に景気対策を発表している。まず、人民銀は諸政策金利を軒並み引き下げた(第4図)。次に、政府も企業の設備更新や家計の耐久消費財の買い替えを促す補助金を総額 3,000 億元拠出すると発表した。当方は、人民銀が銀行経営に配慮して利下げには慎重であるとみていた。だが、景気減速が明らかになるなか、三中全会という年内の最重要行事で「成長率目標は必達」との方針が打ち出されたことで、景気刺激の重視に傾いたものとみている。共産党高官からは、今後、遅れている地方政府のインフラ投資を促進するとの発言もみられた(第5図)。金融緩和の強化は、財政政策の強化と足並みを揃えるためのものとも解釈できる。

【第4図：諸政策金利と預金準備率の推移】



(資料) 中国人民銀行より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第5図：地方政府の専項債発行額】



(資料) 中国財政部より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

追加の金融緩和に向けた地ならしを実施か

また、政府系新聞は、人民銀の利下げ後、市中銀行が預金金利を引き下げたことなどを通じて、収益が安定したと盛んに宣伝。当局の指導が功を奏したとしている。このほか、景況感が改善していることなどを、金融緩和の効果であると強調する報道が増えており、これまで懸念されていた金融機関の経営状態悪化を報じるトーンは抑制されているようだ。金融機関の破綻リスクへの言及はトーンダウンしている。この点、政府・人民銀は、この先、米国をはじめとする主要国中銀の利下げを見据え、政府系メディアを通じ、預金準備率の引き下げや追加利下げといったさらなる金融緩和の地ならしを行っている可能性もある。

政治局会議では、財政・金融政策の強化を決定

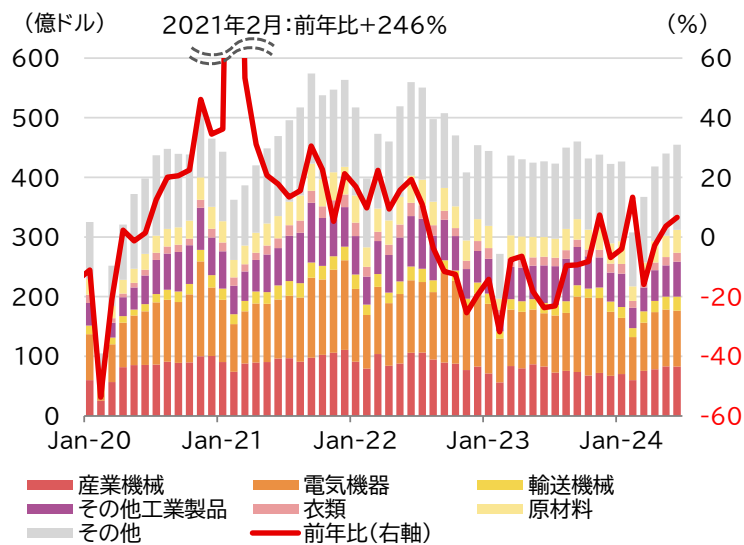
30 日には、共産党中央政治局会議で、下半期の経済運営の方針が検討された。4 月の同会議で打ち出していた「積極的な財政出動と穏健な金融政策を適切に実施する」という表現を維持したうえで、景気刺激策の強化を意味する「カウンターシクリカル調節の強化」という文言を新たに盛り込むなど、景気を重視する方針を一段と明確にした。加えて、5 月に政府が発表した在庫住宅の買い上げなど、不動産市況の下支え策を急ぐように強調している。すでに政府・人民銀が景気重視の構えを強めているが、共産党の決定は、この動きを後押しすると言えそうだ。

来月の見通し：中米の中銀動向に注目

31 日、本稿脱稿後の FOMC や、8 月 22～24 日のジャクソンホールにおけるシンポジウムでは、FRB から利下げ着手の示唆があるとみられる。かかる FRB の動向次第では、人民銀が預金準備率の引き下げなど、追加の金融緩和に踏み切る可能性がありそうだ。追加の金融緩和は、目先の人民元安リスクと考えておきたい。

また、直近の G7 での議論にみられるように、欧米各国が、EV をはじめとした中国の過剰生産への批判を強めている点にも注視しておきたい。足もと、米国向け輸出が底入れしているようだが、短期的には、11 月の米大統領選挙の本格化に伴い、中国の通商産業政策への風当たりが一段と厳しくなりそうだ（第 6 図）。三中全会での決定を受けて、中国政府が内需下支えのために産業補助金の給付などを行えば、「過剰生産を助長している」として米国の不興を買うことにもなりかねない。米中間の貿易摩擦は、中国の景気回復を阻害し、人民元相場に下押し圧力をかけかねないため、引き続き注意を払いたい。

【第 6 図：中国の品目別の対米輸出額】



(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【予想レンジ】

	24 年 8 月～9 月	10 月～12 月	25 年 1 月～3 月	4 月～6 月
USD/CNY	7.000～7.330	6.950～7.320	6.900～7.310	6.850～7.300
CNY/JPY	19.9～21.9	19.8～21.8	19.6～21.6	19.4～21.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024 年 7 月 31 日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行

トランザクションバンキング部

項 目	単位	2022年				2023年				2024年					
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5	5.5	5.2	5.2	(1-3月) 5.3			(4-6月) 4.7		
固定資産投資*	前年 同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2	4.5	4.2	4.0	3.9
第一次産業	前年 同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	0.5	0.1	▲ 1.0	▲ 0.1	-	▲ 5.7	1.0	1.9	3.0	3.1
第二次産業	前年 同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9	13.4	13.0	12.5	12.6
第三次産業	前年 同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2	0.8	0.3	0.0	▲ 0.2
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0	4.5	6.7	5.6	5.3
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5	3.1	2.3	3.7	2.0
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3	0.7	0.4	0.2	▲ 0.8	0.7	0.1	0.3	0.3	0.2
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.5	▲ 1.4	▲ 0.8
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1	2,796.8	2,924.5	3,023.5	3,078.5
	前年 同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	0.5	▲ 3.2	▲ 5.7	▲ 4.6	-	7.1	▲ 7.5	1.5	7.6	8.6
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5	2,211.3	2,201.0	2,197.3	2,088.1
	前年 同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 5.5	-	3.5	▲ 1.9	8.4	1.8	▲ 2.3
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6	585.5	723.5	826.2	990.5
対内直接投資 (実行ベース)*(注)	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9	3,016.7	3,602.0	4,125.1	4,989.1
	前年 同期比%	-	17.4	15.6	6.3	4.9	▲ 2.7	▲ 8.4	▲ 8.0	▲ 11.7	▲ 19.9	▲ 26.1	▲ 27.9	▲ 28.2	▲ 29.1
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258	32,457	32,008	32,320	32,224
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0
国内自動車 販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4	269.4	235.9	241.7	255.2
	前年 同月比%	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲ 19.9	9.9	9.3	1.5	▲ 2.7
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	49.2	49.1	50.8	50.4	49.5	49.5
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.7	51.4	53.0	51.2	51.1	50.5

*：年初からの累計ベース。

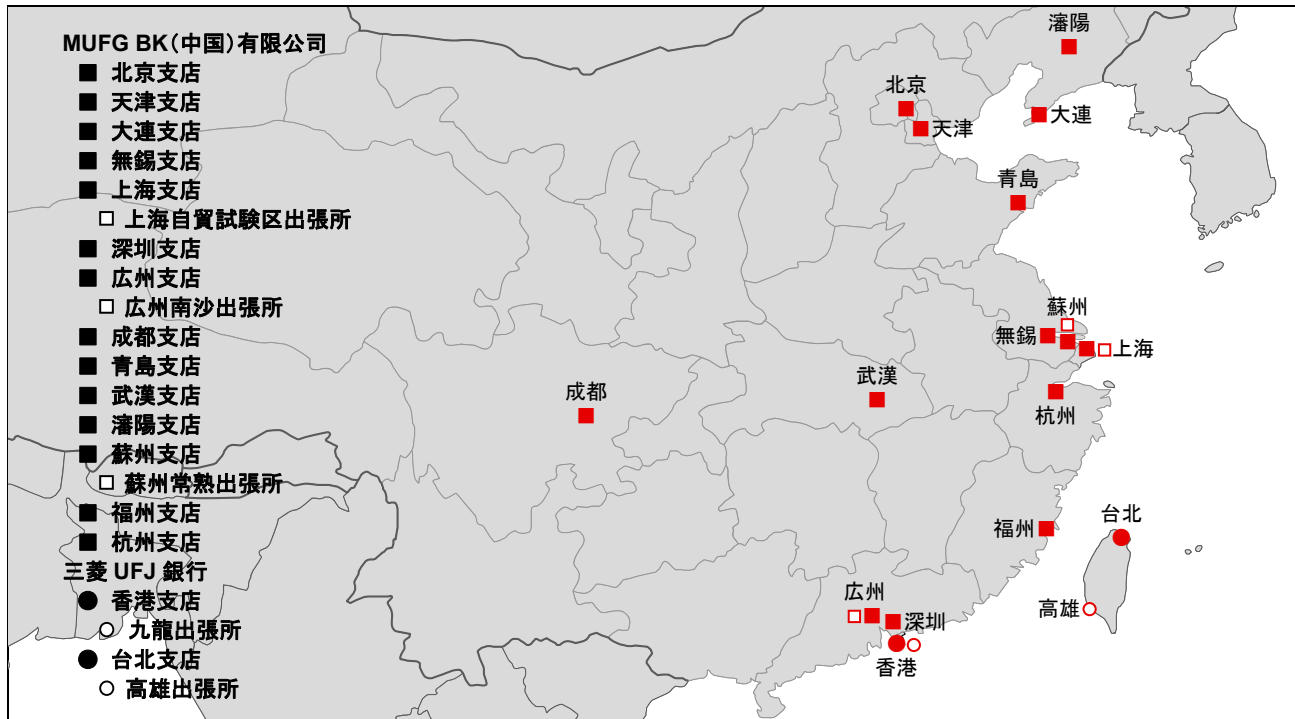
**：2月 は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

***：2月 は 1-2 月の累計ベース。

(注)商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022 年 6 月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022 年 6 月から 2023 年 5 月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所)国家统计局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店 九 龍 出 張 所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。